明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○総務省令第八十七号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送（第九条―第十七条）
第三章　地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送（第十八条―第二十四条）
第四章　地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送（第二十五条―第四十八条）
第一節　二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十五条―第三十二条）
第二節　二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの（第三十三条―第四十八条）
第五章　一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送（第四十九条―第六十六条）
第一節　通則（第四十九条）
第二節　広帯域伝送方式（第五十条―第五十六条）
第三節　高度広帯域伝送方式（第五十七条―第六十六条）
第六章　一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送（第六十七条―第八十四条）
第一節　通則（第六十七条）
第二節　狭帯域伝送方式（第六十八条―第七十五条）
第三節　広帯域伝送方式（第七十六条・第七十七条）
第四節　高度狭帯域伝送方式（第七十八条―第八十二条）
第五節　高度広帯域伝送方式（第八十三条・第八十四条）
第七章　雑則（第八十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備及び基幹放送局設備に適用される標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送、データ放送及びマルチメディア放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、法、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

一　「データ信号」とは、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送により送信される二値のデジタル情報であって、映像信号及び音声信号に該当しないものをいう。

二　「メタデータ信号」とは、映像信号、音声信号又はデータ信号を受信設備により蓄積、復元、変換その他の制御を経て影像又は音声その他の音響として視聴させるために必要な放送番組の内容又は配列に係る情報をいう。

三　「パケット」とは、符号化信号の伝送のための符号系列及びその種類の識別のための符号系列の組をいう。

四　「動き補償予測符号化方式」とは、映像信号の前後のフレーム又はフィールドからの動き量を検出し、動き量に応じて補正したフレーム又はフィールド信号と原信号との差分信号と動き量のみを送信することにより伝送する情報量を減らす方式をいう。

五　「離散コサイン変換方式」とは、原画像を八画素四方の単位で空間周波数成分に変換し、その周波数成分を視覚特性を反映して量子化することにより情報量を減らす方式をいう。

六　「可変長符号化方式」とは、統計的に発生頻度の高い符号は、短いビット列で表現し、発生頻度の低い符号は、長いビット列で表現することにより伝送するビット数を減らす方式をいう。

七　「時間周波数変換符号化方式」とは、入力信号を変形離散コサイン変換によって周波数成分に変換し、各周波数成分のエネルギー偏差の減少を利用して情報量の削減を行う方式をいう。

八　「聴覚心理重み付けビット割当方式」とは、人間に知覚されやすい帯域の信号劣化が最小となるよう符号割当ての重み付けを行う方式をいう。

九　「ステレオホニック信号」とは、音響に立体感を与えるために、二以上の音声信号を組み合わせた信号をいう。

十　「スクランブル」とは、国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないようにするため又は放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために、信号波を電気的にかくはんすることをいう。

十一　「シンボル」とは、デジタル信号により一の変調が行われた信号をいう。

十二　「伝送主シンボル」とは、伝送主信号から生成されるシンボルをいう。

十三　「ＳＰ信号」とは、同期変調による伝送主シンボルのための復調基準信号をいう。

十四　「ＳＰシンボル」とは、電力拡散信号を加算したＳＰ信号から生成されるシンボルをいう。

十五　「ＣＰ信号」とは、ＳＰ信号を補うための復調基準信号をいう。

十六　「ＣＰシンボル」とは、電力拡散信号を加算したＣＰ信号から生成されるシンボルをいう。

十七　「ＡＣ信号」とは、放送に関する付加情報信号をいう。

十八　「ＡＣシンボル」とは、ＡＣ信号から生成されるシンボルをいう。

十九　「キャリア変調マッピング」とは、一定の手順に従って二値のデジタル情報をシンボルに変換することをいう。

二十　「ＴＭＣＣ情報」とは、変調波の伝送制御に関する信号をいう。

二十一　「輝度信号」とは、被写体の輝度を表す信号をいう。

二十二　「色差信号」とは、被写体の色相及び彩度を表す信号をいう。

二十三　「符号分割多重」とは、異なる拡散符号を加算して変調された同じ周波数の搬送波を重畳することをいう。

二十四　「パイロット情報」とは、符号分割多重に係る伝送制御等に関する情報をいう。

二十五　「パイロット信号」とは、同期信号、フレーム同期信号、スーパーフレーム同期信号及びパイロット情報に誤り訂正外符号を付加した信号から成る四〇八バイトの信号を単位として生成される信号をいう。